

近畿地方整備局殿
淀川水系流域委員会殿

2004.5.19
佐川 克弘

京都府企業局の水需要精査について（その 3）

先に私は同じ表題の（その 2）の私見をお送りしましたが、5月8日開催された第29回委員会で配布された「参考資料1」に、関西のダムと水道を考える会代表 野村東洋夫氏が『「京都府」も撤退表明を！』というご意見が寄せられていることを知りました。この問題に限っては、かねて尊敬している野村氏のご意見と私見とは食い違っております。

◎野村氏のご意見と私見との相違点

1) 野村氏のご意見のポイント

- ① 丹生ダム、大戸川ダムからは京都府は撤退すべきである。
- ② しかし天ヶ瀬ダム再開発へは参画を継続すべきである。（この結果、平成22年以降はむしろ水余り状態となることを認めておられます。）
- ③ 京都府営水道の問題は安定水利権と水需要との地域的な隔たりにあり、マクロ的には現有の安定水利権で余裕がある。

上記を要約すれば「統合水運用」が運用開始する平成22年まで宇治浄水場の暫定水利権を確保する必要があるので天ヶ瀬ダム再開発への参画を継続すべきとのご意見です。

2) 私見のポイント

- ① 丹生ダム、大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発のすべてから撤退すべきである。
- ② 京都府が獲得済みの桂川の水利権（ $0.285\text{m}^3/\text{s}=24,624\text{m}^3/\text{日}$ ）と木津川の水利権（ $0.3\text{m}^3/\text{s}=25,920\text{m}^3/\text{日}$ ）を、近畿地方整備局は宇治川で取水することを認めるべきである。
- ③ ②と同時に宇治川で取水することを認めている暫定水利権は取り消すべきである。

私見の通り実施すれば、平成22年以降も水余り状態になりません。

◎注目したい近畿地方整備局の“精査”の結論

私は京都府営水道の水需要について近畿地方整備局がどのように“精査”し、どのような結論を出されるか注目したいと考えております。前回私は（その2）で頭脳明晰な近畿地方整備局の方に対して余りにも失礼となってしまうので控えさせていただきましたが、私見を採用することはそんなに困難だとは思われません。というのは（i）京都府に与えている水利権（ $0.285+0.3=0.585\text{m}^3/\text{s}$ ）を一旦返上させる（ii）返上された水利権をそつくり琵琶湖開発事業に参画して淀川（下流）で取水することを認められている水利使用者（例

えば大阪市)に与える(iii)(ii)で桂川と木津川の水利権を獲得した水利利用者は、淀川(下流)の水利権を同量返上する(iv)返上された(iii)の水利権を京都府にそっくり与えるという手順をふめば、結果として京都府と淀川(下流)の水利利用者(例えば大阪市)と事実上水利権を物々交換し、京都府は宇治川で取水可能となり、淀川(下流)の水利利用者は従来通り淀川(下流)で取水できることとなります。魚を食べるのが少なくて頭の悪い私でも考えつくのですから近畿地方整備局の方が気がつかないはずがないと考えます。

なお同じ利水利用者であるが過去に水利権を移管した例は皆無ではありません。外でもなく話題の京都府営水道は日吉ダムに参画し $1.16\text{m}^3/\text{s}$ の水利権を獲得したはずですが、現在認められているのは桂川= $0.86\text{m}^3/\text{s}$ 、木津川= $0.3\text{m}^3/\text{s}$ となっています。この処置で日吉ダムの洪水調節容量、利水容量をどのように変更したのか、あるいは変更しなかったのか、またどのような根拠で木津川の水利権を認めたのか疑問が出てきますが、ここでは立ち入らないこととします。

最後に私も天ヶ瀬ダム再開発が治水や環境について有意義であると認めています。しかし京都府の利水については賛成しかねることを再度表明いたします。

以上